

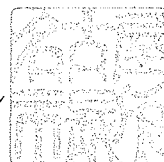
行政文書一部公開決定通知書

29 観ナ第 13 号  
平成 29 年 5 月 23 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年5月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成29年5月4日	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当 公開請求のあった行政文書に押印されている代表者印は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与える可能性があるため、非公開とします。		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室 TEL 052-972-2406		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

## 名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書

名古屋城天守閣整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、名古屋市（以下「発注者」という。）及び株式会社竹中工務店（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。ただし、設計業務又は工事施工業務等の契約を締結した後については、適宜「優先交渉権者」を「受注者」と読み替えるものとする。

### （目的）

第1条 本基本協定は、発注者が実施した本事業に係る技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を特定したことを確認し、発注者と優先交渉権者が相互に協力して円滑かつ確実に本事業を遂行するため、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

### （当事者の義務）

- 第2条 発注者及び優先交渉権者は、本基本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。
- 2 発注者は、文化庁等関係機関の調整及び手続等を行い、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条第1項の規定による許可（天守閣木造復元方針、それに伴う現天守閣解体、天守台石垣の改修を含む天守閣木造復元に関する現状変更等。以下、「現状変更許可」という。）を申請する。
  - 3 優先交渉権者は、前項に伴い発注者が実施する文化財の復元に必要な諸手続において責任をもって必要な資料を作成する。
  - 4 発注者と優先交渉権者は、現状変更許可の取得に際しては、互いに協力する。

### （規定の適用関係）

第3条 本事業は、以下に準拠する。

- 一 本基本協定
  - 二 設計業務、調査業務、工事監理業務及び工事施工業務に係る各契約書（以下「契約書」という。）
  - 三 発注者が本公募手続において配布した資料及び当該資料に係る質問回答書（技術的事項の確認に関する質疑回答を含む。）（以下、総称して「説明書等」という。）
  - 四 本公募手続において優先交渉権者の技術提案に関して優先交渉権者が発注者に提出した資料（以下「技術提案書」という。）
- 2 発注者が本公募手続において配布した資料とは、平成27年12月2日付けの公募型プロポーザル実施公告、実施説明書、業務要求水準書（同変更リストを含む。）、様式集及び参考資料集のことである。（ただし、準拠書面に明記されている場合を除き、参考資料集は参考とする。）

- 3 優先交渉権者が発注者に提出した資料とは、技術的事項の確認質疑事項の回答（平成28年3月17日付け提出の第1回から平成28年3月24日付け提出の第5回まで）及び平成28年3月25日付け提出の技術提案書のことである。
- 4 第1項に定める準拠書面の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、第23条に記載のある項目を除き、契約書、本基本協定、説明書等、技術提案書の順に優先して適用される。

#### （事業期間）

- 第4条 本事業の期間は、本基本協定の締結の日を開始し、平成43年11月30日までとする。  
ただし、天守閣の完成期限については平成34年12月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業が終了した日が早く到来した場合は、そちらの期日までとする。

#### （事業の概要）

第5条 本事業は、以下の各号の業務から構成するものとし、優先交渉権者は、本基本協定に定める手続きに従い締結する契約に基づき業務を履行する。

- 一 基本設計業務（施工技術検討を含む）
- 二 実施設計業務（施工技術検討を含む）
- 三 調査業務
- 四 工事監理業務
- 五 先行工事施工業務
- 六 本体工事施工業務
- 七 石垣工事施工業務

なお、以下、一と二を総称して「設計業務」、五から七を総称して「工事施工業務」という。

- 2 本事業費の総額は、46,710,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）を上限とし超えないものとする。
- 3 発注者は、第1項に掲げた優先交渉権者が行う業務に必要な情報を可能な限り提示する。

#### （予算の成立等）

- 第6条 設計業務、調査業務及び工事監理業務に係る契約は、予算の成立を条件とする。
- 2 工事施工業務に係る契約は、工事施工業務に係る予算の成立及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年名古屋市条例第43号）第2条の規定に基づく、名古屋市議会における議会の議決を条件とする。当該議決を経るまでは仮契約とし、当該議決があった時をもって本契約とするものとする。
  - 3 前2項に係る予算が成立しない場合又は前項に係る議決が得られない場合は、本事業を中止し、契約の締結をしないことがある。また、その場合、当該予算に係る業務については発注者、優先交渉権者の間に何ら権利、義務が発生せず、発注者は予算の成立について何ら責を負わない。

#### （設計業務、調査業務及び工事監理業務の契約手続等）

第7条 発注者及び優先交渉権者は、本基本協定締結後、設計業務、調査業務及び工事監理業務のうち、第6条第1項の予算の成立したもから順次、契約（以下「設計業務等契約」という。）を締結する。なお、価格等交渉の結果、設計業務等契約の合意に至らなかった場合、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

（工事施工業務の契約手続等）

第8条 優先交渉権者は、設計業務等契約において発注者に部分引渡しした設計成果物に対して、工事施工業務の事業費の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書、数量調書及び見積条件書（以下「当初見積書等」という。）を発注者に順次提出する。

- 2 発注者及び優先交渉権者は、前項により順次提出された当初見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。
- 3 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等（以下「改定見積書等」という。）を、発注者の指定する提出方法により適宜、発注者に提出する。
- 4 発注者は、改定見積書等に基づき予定価格を定める。
- 5 優先交渉権者は、定められた様式及び内容の最終的な見積書等（以下「最終見積書等」という。）を作成し、発注者の指定する提出方法により発注者に提出し、発注者と見積合せを行う。
- 6 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、最終見積書等における工事施工業務の事業費が予定価格以下の場合は、第6条第2項の予算の成立後順次、工事施工業務契約を締結する。
- 7 第2項に基づく価格等の交渉の結果、工事施工業務契約の合意に至らなかった場合、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。
- 8 価格等の交渉の成立及び不成立については、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取を踏まえて決定する。

（価格等の交渉の不成立）

第9条 発注者、優先交渉権者いずれの責にも帰すべからざる事由により、価格等の交渉が不成立になった場合、発注者は、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

- 2 価格等の交渉が不成立となった場合、第7条及び第8条に基づく契約手続等に関し、すでに支出した費用については各自の負担とし、第17条から第23条までの規定に基づくものを除き、相互の債権債務関係を生じないことを確認する。ただし、発注者は、すでに締結された設計業務等契約に基づく業務委託料及び工事施工業務契約に基づく請負代金は支払うものとする。

（総括代理人等）

第10条 優先交渉権者は、契約締結した業務に関して総括代理人を置き、その氏名その他

必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。また、総括代理人を変更したときも同様とする。

- 2 総括代理人は、本事業にかかる契約の履行に関し、事業の管理及び統括を行うほか、次の各号に掲げる権限を除く、本事業にかかる契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
  - 一 契約金額の変更
  - 二 履行期間の変更
  - 三 契約金額の請求及び受理
  - 四 第11条第1項の請求の受理
  - 五 第11条第2項の決定及び通知
  - 六 本事業にかかる契約の解除
- 3 優先交渉権者は、発注者に対する本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出及び確認等を、総括代理人を経由して行い、発注者は、優先交渉権者に対する本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、総括代理人を経由して行う。
- 4 優先交渉権者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 優先交渉権者は、総括代理人に委任する権限のうち、工事施工業務に係る権限に限り、現場代理人に委任することができる。なお、現場代理人に委任する権限がある場合は、あらかじめ、委任する権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 総括代理人は、工事施工業務契約の契約約款に規定する現場代理人を兼ねることができる。

(総括代理人の変更等の請求)

第11条 発注者は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、優先交渉権者に対して、その理由を明示した書面により、総括代理人の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 優先交渉権者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。

(事業費の遵守)

第12条 優先交渉権者は、第5条第2項で示した事業費を遵守する。

- 2 優先交渉権者は、設計業務、調査業務、工事監理業務及び工事施工業務を進める段階

において、要求水準の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、本事業費の上限金額の範囲内で契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。

- 3 優先交渉権者は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に本事業費の上限金額を遵守することができない場合、発注者と協議する。
- 4 発注者は、前項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について公表することができる。

#### （事業期間の遵守）

第13条 優先交渉権者は、第4条で定める事業期間及び天守閣の完成期限を遵守する。

- 2 優先交渉権者は、本基本協定の締結後すみやかに、本基本協定の締結日からの事業工程表を作成し、発注者に提出するとともに確認を受けなければならない。
- 3 優先交渉権者は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに発注者に当該変更後の事業工程表を提出して確認を得なければならない。
- 4 発注者は、前項の確認の結果、事業工程表の内容が要求水準に適合しないと認める場合には優先交渉権者に是正を求めることができる。この場合、優先交渉権者は自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。
- 5 優先交渉権者は、設計業務、調査業務、工事監理業務及び工事施工業務を進める段階において、要求水準の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、事業期間及び天守閣の完成期限を遵守するよう最大限の努力をするものとする。
- 6 優先交渉権者は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に事業期間又は天守閣の完成期限を遵守することができない場合、発注者と協議する。
- 7 発注者は、前項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について公表することができる。

#### （関連工事等の調整）

第14条 優先交渉権者は、発注者又はその他関係者が本事業により整備される施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本事業の遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う当該工事（以下「関連工事等」という。）の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。

- 2 関連工事等が実施される場合においても、原則として事業期間の延長や事業費の増加は行わない。ただし、発注者がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りではない。
- 3 優先交渉権者は、関連工事等が実施される場合、関連工事等を実施する第三者及びその使用人等に関する責任を負わない。ただし、優先交渉権者による調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

#### （関係者協議会の設置）

第15条 発注者及び優先交渉権者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する調整を行うことを目的とし、発注者、優先交渉権者及びその他の関係者により構成する

関係者協議会を設置する。

- 2 関係者協議会の構成員は、発注者と優先交渉権者で協議して定める。

(履行の担保)

第16条 優先交渉権者は、要求水準を遵守し、発注者と十分協議を行いながら本事業を実施しなければならない。

(設計成果の取扱い等)

第17条 優先交渉権者は、本事業に関して発注者に提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）が、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。優先交渉権者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、優先交渉権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

- 2 発注者は、発注者及び優先交渉権者の間で第9条の価格等の交渉の不成立が確定した場合も、設計業務、調査業務の完成検査及び設計業務等契約に対する支払いを行うものとする。また、その場合には、発注者は、優先交渉権者と協議のうえ、本事業に関して必要な範囲で成果物を無償で利用し、また、発注者の指定する者に無償で利用させることができるものとする。次点以降の交渉権者は、必要に応じて当初の優先交渉権者の設計成果を参考とすることができるものとする。
- 3 発注者及び優先交渉権者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合において、その時点までの設計成果に当初の優先交渉権者の特許権等が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく設計業務の成果物の無償許諾に加えて発注者が指定する者が当該特許権等（前項に基づく成果物の無償許諾の範囲に含まれるものを除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、優先交渉権者は、発注者及び発注者が指定する第三者に対して当該特許権等の使用を許諾するものとする。

(事業の中止等)

第18条 本事業が中止になった場合、本基本協定が解除された場合又は価格等の交渉の不成立が確定した場合、発注者は契約を締結していない部分については損害賠償の責めを負わない。

- 2 本事業が発注者又は優先交渉権者の責めに帰すべき事由で中止になった場合、その相手方は損害賠償の請求をすることができる。

(協定の解除等)

第19条 発注者は、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除することができる。

- 一 優先交渉権者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
    - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
    - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - 二 優先交渉権者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
  - 三 優先交渉権者又は優先交渉権者の役員若しくは優先交渉権者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
  - 四 前2号に規定するもののほか、優先交渉権者又は優先交渉権者の役員若しくは優先交渉権者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
  - 五 その他本基本協定に重大な違反をしたとき。
- 2 本事業が中止になった場合は、自動的に本基本協定は解除されたものとする。

（権利義務の譲渡等）

第20条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本基本協定上の地位及び本基本協定に基づく権利義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保に供することその他一切の処分を行わない。



(秘密保持等)

第21条 発注者及び優先交渉権者は、本基本協定に関連して相手方から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本基本協定の履行以外の目的に使用し、又は相手方の承諾なしに第三者に開示してはならない。但し、公知のものは除く。

(協定内容の変更)

第22条 本基本協定に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第23条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定及び契約書に関して生じた当事者間の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本条の定めは、契約書における紛争解決に関する規定(管轄裁判所、あっせん又は調停、仲裁に関する規定を含む。)に優先して適用される。

(その他)

第24条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が誠実に協議するものとする。

(以下余白)

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月9日

(発注者)

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市長 河村 たかし



(優先交渉権者)

名古屋市中区錦二丁目2番13号

株式会社竹中工務店名古屋支店

常務執行役員  
支店長 風岡 慶彦



